

# 茨城県報 第479号

平成 5 年 9 月 6 日

月 曜 日

## 目 次

### 規 则

|  | ページ |
|--|-----|
| ◎茨城県個人情報保護審議会規則(総務課) .....                         | 1   |
| ◎茨城県地域改善対策職業訓練貸付金貸付規則の一部を改正する<br>規則(職業能力開発課) ..... | 2   |

### 告 示

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| ◎青少年に有益な興行の推奨(2件)(児童福祉課女性青少年室) ..... | 4 |
| ◎結核予防法第36条の規定による医療機関の指定(保健予防課) ..... | 5 |
| ◎道路の区域の変更(3件)(道路維持課) .....           | 6 |
| ◎道路の供用の開始(2件)(〃) .....               | 8 |
| ◎換地処分の公告(6件)(土地改良事務所) .....          | 8 |

#### (大規模小売店舗審議会)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| ◎第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 ..... | 10 |
|--------------------------------|----|

### 公 告

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ◎平成5年度後期技能検定試験の実施(職業能力開発課) .....     | 10 |
| ◎都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止(都市計画課) ..... | 14 |
| ◎開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) .....          | 14 |
| ◎道路の位置の指定(4件)(〃) .....               | 15 |

### 規 程

#### (内水面漁場管理委員会)

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ◎茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程 .....         | 15 |
| ◎茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する規程 ..... | 16 |

## 規 则

### 茨城県規則第69号

茨城県個人情報保護審議会規則を次のように定める。

平成 5 年 9 月 6 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

## 茨城県個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）第27条の規定に基づき、茨城県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員の定数等を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会の委員の定数は、5人とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 付 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

## 茨城県規則第70号

茨城県地域改善対策職業訓練貸付金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

## 茨城県地域改善対策職業訓練貸付金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県地域改善対策職業訓練貸付金貸付規則（昭和62年茨城県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職業訓練短期大学校」を「職業能力開発短期大学校」に、「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第4条第3号中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第14条中「茨城県財務規則（昭和44年茨城県規則第12号）」を「茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）」に改める。

付則第2項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

別表（備考を除く）を次のように改める。

## 別表（第3条）

| 世帯人員 | 職業能力開発短期大学校 | その他の公共職業能力開発施設 |
|------|-------------|----------------|
| 1人   | 160万円       | 129万円          |
| 2人   | 255万円       | 205万円          |
| 3人   | 292万円       | 236万円          |
| 4人   | 319万円       | 258万円          |
| 5人   | 344万円       | 277万円          |
| 6人   | 360万円       | 291万円          |
| 7人   | 376万円       | 304万円          |

|      |                                    |                                    |
|------|------------------------------------|------------------------------------|
| 8人以上 | 376万円に世帯人員が7人を超える1人ごとに16万円を加算して得た額 | 304万円に世帯人員が7人を超える1人ごとに13万円を加算して得た額 |
|------|------------------------------------|------------------------------------|

別表備考第3項の表を次のように改める。

| 総 収 入 金 額         | 計 算 式           |
|-------------------|-----------------|
| 294万円以下の場合        | 収入金額は0円         |
| 295万円以上400万円以下の場合 | 総収入金額×0.8-235万円 |
| 401万円以上844万円以下の場合 | 総収入金額×0.7-195万円 |
| 845万円以上の場合        | 総収入金額-448万円     |

別表備考第4項の表を次のように改める。

| 特 別 の 事 情                     | 特 别 の 控 除 額   |      |       |
|-------------------------------|---|------|-------|
| 母子・父子世帯であること。                 | 47万円  |      |       |
| 貸付けを受けようとする者以外に就学者のいる世帯であること。 | 1 小学校に就学する児童1人につき 8万円<br>2 中学校に就学する生徒1人につき 16万円<br>3 次の学校に就学する学生・生徒1人につきその者の就学する学校及び通学の区分に従い次の表に定める金額 |      |       |
| 学校の区分                         | 通学の区分   | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 高 等 学 校                       | 国公立   | 27万円 | 45万円  |
|                               | 私 立   | 39万円 | 57万円  |
| 高 等 専 門 学 校                   | 国公立   | 34万円 | 53万円  |
|                               | 私 立   | 57万円 | 76万円  |
| 短 期 大 学                       | 国公立   | 56万円 | 97万円  |
| 大 学                           | 私 立   | 96万円 | 137万円 |
| 專 修 学 校<br>(高等課程)             | 国公立   | 17万円 | 26万円  |
|                               | 私 立   | 35万円 | 44万円  |
| 專 修 学 校<br>(専門課程)             | 国公立   | 22万円 | 59万円  |
| 各 種 学 校                       | 私 立   | 69万円 | 106万円 |
| 障害者のいる世帯であること。                | 障害者1人につき 82万円   |      |       |
| 長期療養者のいる世帯であること。              | 療養のため経常的に特別な支出をしている金額   |      |       |
| 主たる家計支持者が別居している世帯であること。       | 別居のため特別に支出している年間金額。ただし、68万円を限度とする。  |      |       |
| 火災、風水害、盗難等の被害                 | 日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るために  |      |       |

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 受けた世帯であること。                 | 基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害あって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額       |
| 父母以外の者で収入を得ているものがいる世帯であること。 | 父母以外の者で所得を得ているもの 1 人につき 35 万円。ただし、その所得が 35 万円未満の場合はその所得額とする。 |

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 10 号中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の茨城県地域改善対策職業訓練貸付金貸付規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 告 示

### 茨城県告示第1042号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

平成 5 年 9 月 6 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 推奨番号 3
- 2 種類 映画
- 3 名称（題名） わが愛の譜「滝廉太郎物語」
- 4 制作 東映株式会社、日本テレビ
- 5 配給 東映株式会社
- 6 推奨年月日 平成 5 年 9 月 6 日
- 7 理由 日本に西洋音楽を最初に取り入れ、ヨーロッパのスタイルで日本の心をとらえつづけた滝廉太郎。明治という時代に、常にその志を高く、自らを、また日本全体を見つめ続けた彼はその肉体的限界に気づいていたからこそ生き急ぐ必要があった。

わずか23才10か月という短い生涯の中で、36曲を作曲した彼の音楽に対する情熱、そしてそのドラマチックな生涯は見る人の感動を呼ぶものであり推奨できる。



## 茨城県告示第1043号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

- 1 推奨番号 4  
 2 種類 映画  
 3 名称(題名) リバー・ランズ・スルー・イット  
 4 制作 アライド・フィルムメーカーズ  
 5 配給 東宝東和  
 6 推奨年月日 平成5年9月6日  
 7 理由 失われゆくアメリカ北西部の豊かな大自然、どこかに置き忘れててしまった人をおもいやりの心、そして家族の絆への哀悼を込めて、モンタナの美しい山河を舞台に綴られる感動のドラマ。

観るものは、映画を生きる二人の兄弟とともに、通り過ぎる人生のなかで最も美しく、けれどもほろ苦い忘れ得ぬ時間を共有し、心を深く揺さぶられる。

## 茨城県告示第1044号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定したので公示する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

(指 定)

| 名 称      | 所 在 地        | 指 定 年 月 日 |
|----------|--------------|-----------|
| 岡見第一医院   | 牛久市岡見町959-21 | 平成5年7月20日 |
| 医療法人米山医院 | 牛久市栄町6-57-2  | 平成5年7月19日 |

~~~~~

## 茨城県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

| 路線名      | 区間                                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                                           | 延長             | 摘要     |
|----------|-------------------------------------------------------|------|-------------------------------------------------|----------------|--------|
| 県道土浦竜ヶ崎線 | 稲敷郡阿見町大字小池<br>字岡見道209番1地先から<br>牛久市結束町字兼ヶ包<br>338番地先まで | 旧    | メートル<br>最大 30.0<br>最小 7.0                       | メートル<br>3,070  |        |
|          |                                                       | 新    | メートル<br>最大 30.0<br>最小 7.0<br>最大 46.0<br>最小 25.8 | 3,070<br>2,420 | バイパス新設 |
| 県道土浦竜ヶ崎線 | 牛久市結束町字兼ヶ包<br>338番地先から<br>牛久市結束町字桜塚<br>502番1地先まで      | 旧    | メートル<br>最大 28.0<br>最小 24.0                      | 120            |        |
|          |                                                       | 新    | メートル<br>最大 39.5<br>最小 24.0                      | 120            | 現道拡幅   |

## 茨城県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 道路の種類 県道

2 路線名 常陸那珂港南線

3 道路の区域

| 区間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長    | 摘要 |
|-----------------------------|------|-----------------|-------|----|
| 那珂湊市大字阿字ヶ浦<br>字沢田2076番1地先から | 旧    | メートル<br>最大 85.0 | メートル  |    |
| 那珂湊市大字田部字山崎<br>3225番10地先まで  |      | 最小 8.0          | 3,856 |    |
| 那珂湊市大字阿字ヶ浦<br>字千駄桐552番2地先から | 新    | 最大 476.0        |       |    |
| 那珂湊市大字田野字象司免<br>2922番4地先まで  |      | 最小 15.2         | 4,556 | 延伸 |

## 茨城県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月6日

## 茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前田正博

| 路線名      | 区間                           | 新旧の別 | 敷地の幅員                                             | 延長             | 摘要         |
|----------|------------------------------|------|---------------------------------------------------|----------------|------------|
| 県道新川江戸崎線 | 稲敷郡桜川村大字浮島<br>字寄繩原5317番1地先から | 旧    | メートル<br>最大 25.0                                   | メートル<br>4,448  |            |
|          | 稲敷郡桜川村大字下馬渡<br>字原502番地先まで    |      | 最小 4.5<br>最大 25.0<br>最小 4.5<br>最大 50.0<br>最小 12.8 | 4,448<br>3,408 | バイパス設<br>新 |
| 県道新川江戸崎線 | 稲敷郡桜川村大字下馬渡<br>字原502番地先から    | 新    | 最大 13.1<br>最小 5.1                                 | 483            |            |
|          | 稲敷郡桜川村大字下馬渡<br>字通福920番地先まで   |      | 最大 17.0<br>最小 13.4                                | 480            | 現道拡幅       |

**茨城県告示第1048号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 路 線 名 県道 新川江戸崎線

2 供用開始の区間 稲敷郡桜川村大字下馬渡字浜田 229番地先から  
稻敷郡桜川村大字下馬渡字浜田 287番地先まで

3 供用開始の期日 平成5年9月6日

**茨城県告示第1049号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成5年9月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 路 線 名 県道 取手東線

2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字六角字大割183番1地先から  
稻敷郡東村大字六角字大割195番1地先まで

3 供用開始の期日 平成5年9月6日

**茨城県告示第1050号**

平成5年8月5日付け水土改指令第22号をもって認可した千波地区の更正換地計画については、千波湖土地改良区から換地処分があった旨届出があるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成5年9月6日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第1051号

平成5年8月5日付け水土改指令第23号をもって認可した大野地区の更正換地計画については、千波湖土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成5年9月6日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第1052号

平成5年1月6日付け水土改指令第1号をもって認可した大貫、柳沢地区の換地計画については、笠間市から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成5年9月6日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第1053号

平成5年1月6日付け水土改指令第2号をもって認可した金久保地区の換地計画については、笠間市から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成5年9月6日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第1054号

平成5年1月6日付け水土改指令第3号をもって認可した羽衣地区の換地計画については、笠間市から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成5年9月6日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第1055号

平成5年6月16日付け下土改指令第21号をもって認可した豊田西地区の換地計画については、結城郡石下町大字新石下567番2豊田西地区土地改良事業共同施行委員長高田弘から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成5年9月6日

茨城県下館土地改良事務所長 片 山 栄 三

## (大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第56号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあっては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあっては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 5 年 9 月 6 日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

1 届出者の氏名又は名称

有限会社 アイトス

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー・トップ河和田店

水戸市河和田町 1184 番地-1 外

3 閉店時刻

午後 8 時 00 分

4 休業日数

年間 28 日

---

## 公 告

---

◎平成 5 年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成 5 年 9 月 6 日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前 田 正 博

1 実施職種

さく井（パーカッションさく井工事作業）、金属熱処理、機械加工、金型製作（プラスチック成形用金型製作作業）、金属プレス加工、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、仕上げ、機械検査、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作

業, プリント配線板製造作業), 自動販売機調整, 光学機器製造(光学機組立て作業), 内燃機関組立て(量産型内燃機関組立て作業), 空気圧装置組立て, 油圧装置調整, 建設機械整備, 農業機械整備, 冷凍空気調和機器施工, 和裁, 帆布製品製造, 紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造), プラスチック成形, 石材施工(石材加工業), 菓子製造(和菓子製造業), 建築大工, かわらぶき, 配管(建築配管作業, プラント配管作業), 型枠施工, 鉄筋施工(鉄筋組立て作業), コンクリート圧送施工, 防水施工(アスファルト防水工事作業, 合成ゴム系シート防水工事作業, 塩化ビニール系シート防水工事作業), カーテンウォール施工, バルコニー施工, ガラス施工, テクニカルイラストレーション(立体図作成作業, 立体図仕上げ作業), 機械・プラント製図(機械製図作業, プラント配管製図作業), 電気製図(配電盤・制御盤製図作業), 印章彫刻(木口彫刻)

## 2 実施等級等

上記の検定職種のうち金属熱処理, 機械加工, 金属プレス加工, 仕上げ, 電子機器組立て, 電気機器組立て, プラスチック成形, 建設機械整備については特級, 機械検査については特級, 1級及び2級, 電子回路接続, バルコニー施工については等級に区分しないで, その他の職種については1級及び2級に区分し, 実技試験及び学科試験によって行います。

## 3 実施期日及び実施場所等

### (1) 実技試験

ア 検定職種ごとに次のとおりです。

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                       | 手数料     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| さく井, 金属熱処理, 機械加工, 金型製作, 金属プレス加工(特級に限る。), 工場板金, 仕上げ, 機械検査(特級に限る。), 機械保全, 電子回路接続, 電子機器組立て, 電気機器組立て, 半導体製品製造, プリント配線板製造, 内燃機関組立て, 自動販売機調整, 光学機器製造, 空気圧装置組立て, 建設機械整備(特級に限る。), 帆布製品製造, プラスチック成形, 石材施工, かわらぶき, 型枠施工, 防水施工, ガラス施工 | 13,800円 |
| 冷凍空気調和機器施工, 菓子製造, コンクリート圧送施工, カーテンウォール施工, バルコニー施工                                                                                                                                                                          | 13,000円 |
| 油圧装置調整, 農業機械整備, 建築大工, 配管, 鉄筋施工, 印章彫刻                                                                                                                                                                                       | 12,000円 |
| 機械検査(1, 2級に限る。)                                                                                                                                                                                                            | 10,000円 |
| 和裁                                                                                                                                                                                                                         | 9,000円  |
| テクニカルイラストレーション, 機械・プラント製図, 電気製図                                                                                                                                                                                            | 8,500円  |

## イ 実施期日

実技試験は、平成 5 年 12 月 10 日（金）から平成 6 年 2 月 27 日（日）までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

## ウ 実施場所

別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

## エ 問題の公表

平成 5 年 11 月 30 日（火）に茨城県職業能力開発協会に掲示します。ただし、一部の職種については公表しません。

## (2) 学科試験

ア 手 数 料 2,600 円

イ 実施期日 検定職種ごとに次のとおりです。

| 検 定 職 種                                                                                                                                                  | 実 施 期 日            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 機械検査（1, 2 級）、和裁、配管、型枠施工、鉄筋施工                                                                                                                             | 平成 6 年 2 月 6 日（日）  |
| さく井、金属熱処理、機械加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査（特級）、電子機器組立て、電気機器組立て、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形、石材施工、菓子製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、バルコニー施工、機械・プラント製図 | 平成 6 年 2 月 13 日（日） |
| 機械保全、電子回路接続、半導体製品製造、プリント配線板製造、内燃機関組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、菓子製造、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図                                                            | 平成 6 年 2 月 20 日（日） |

## ウ 実施場所

水戸市その他県内の指定する場所において行います。

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提 出 先

茨城県職業能力開発協会

〒310 水戸市桜川2-2-35(茨城県産業会館12階)

電話 水戸(0292)21-8647

(3) 受付期間

平成5年10月1日(金)から平成5年10月13日(水)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、120円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付けます。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の手数料の額(2,600円)を申請書に添えて納付して下さい。

なお、実技試験又は、学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合 格 発 表

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、茨城県職業能力開発協会が平成6年3月31日(木)に書面で通知します。

(2) 技能検定合格者の発表

合格者の氏名は、平成6年3月31日(木)に県報で公示するほか茨城県商工労働部職業能力開発課及び茨城県職業能力開発協会に掲示します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び等級に区分しないで行う技能検定の合格者には労働大臣の、2級の技能検定の合格者には知事の合格証書が交付されます。また、このほか、労働大臣から特級の合格者には特級技能士章、1級の合格者には1級技能士章、2級の合格者には2級技能士章、等級に区分しないで行う技能検定の合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付されます。

7 そ の 他

(1) 技能五輪茨城県大会については、技能検定2級実技試験に準じて次の職種について茨城県職行能力開発協会が行います。

**電気溶接**

- (2) 技能五輪県大会の参加資格は、昭和47年1月1日から昭和50年12月31日までの間に生まれた者であること。
- (3) 技能検定実技試験及び技能五輪県大会を茨城県技能競技大会と併称し、この大会の成績優秀な者に対しては、賞状を授与します。
- (4) 技能検定及び技能五輪県大会について不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課（電話水戸（0292）21-8111 内線3434）又は茨城県職業能力開発協会（電話水戸（0292）21-8647）に問い合わせ下さい。

~~~~~

**◎都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催の中止**

竜ヶ崎・牛久都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する旨を平成5年8月19日付け茨城県報号外第113号で公告したが、公述申出書の提出が提出期限である平成5年8月30日までになかったので、公聴会の開催を中止する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前田 正博

日 時 平成5年9月6日  
午後1時30分  
場 所 牛久市柏田町3309番地の17  
牛久市保健センター

~~~~~

**◎開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前田 正博

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字上宿1406番2

2 事業主の住所及び氏名

牛久市柏田町3042番地の4 猪子住宅39号

鹿嶋久人, 鹿嶋信子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字下大野字高谷2965番20, 同番28

## 2 事業主の住所及び氏名

古河市東本町一丁目3番12号

白戸商事株式会社

代表取締役 白戸仲久



## ◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年9月6日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 前田正博

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                          |                     | 道 路 の 位 置   | 道路幅員及び延長     |              |
|-----------------|--------------|--------------------------------|---------------------|---|--------------|--------------|
|                 |              | 氏 名                            | 住 所                 |   | 幅 員          | 延 長          |
| 潮土木指令<br>第444号  | 5.8.24       | 久保 博                           | 鹿島郡大野村<br>荒井35      | 鹿島郡大野村大字大小<br>志崎字海岸砂地<br>1640番258                     | メートル<br>4.20 | メートル<br>4.80 |
| "<br>第445号      | "            | (株)マリーン<br>ランド<br>菅谷 秀雄        | 東京都新宿区<br>西新宿5-1-18 | 鹿島郡大野村大字角折<br>字孝2254番1, 2254番<br>22                   | 6.20         | 62.02        |
| 浦土木指令<br>第1365号 | 5.8.26       | 高橋 健一                          | つくば市大字谷<br>田部1979-1 | つくば市大字谷田部字<br>漆出口2103-2, 2109<br>-3, 2110-2           | 4.20         | 32.90        |
| "<br>第1364号     | "            | 株式会社<br>クラモチ<br>代表取締役<br>倉持庄次郎 | つくば市吾妻1<br>丁目10番1   | つくば市東2丁目4-<br>35, 4-50, 4-51,<br>4-52, 4-53, 4-<br>54 | 4.20         | 26.94        |

---

---

規 程

## (内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会規程第1号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

平成5年9月6日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 小林 七五三男

**茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程**

茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）の規定に基づき同条例の施行に関し茨城県内水面漁場管理委員会が定める権限を有する事項については、茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成5年茨城県規則第60号）に定める例によるものとする。

**付 則**

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

~~~~~

**茨城県内水面漁場管理委員会規程第2号**

茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年9月6日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 小林 七五三男

**茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程の一部を改正する規程**

茨城県内水面漁場管理委員会事務局規程（昭和62年茨城県内水面漁場管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 茨城県個人情報の保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）の規定に基づく個人情報の開示又は不開示及び訂正又は不訂正の決定並びにこれらの決定期間の延長の決定

**付 則**

この規程は、平成5年10月1日から施行する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月  
休日の場合は縦下発行）（金 2,300円）

発行 茨城県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)